



11 県民との協働・連携

自動車交通公害や廃棄物問題、地球温暖化問題など、今日の環境問題の多くが、日常の社会経済活動やライフスタイルによる環境負荷の集積に起因しているという特質があります。そうした環境問題を解決するためには、県はもとより、県民、企業、NPO、市町村などあらゆる主体が常に環境に配慮して行動、協働・連携して取組を進める必要があります。

県では、県民、企業、NPO、市町村等とのパートナーシップを構築し、実効ある環境保全対策を進めていきたいと考えています。

1 私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライの推進【環境計画課】

持続可能な社会の実現を目指す行動指針である「新アジェンダ21 かながわ」を平成27年7月に改訂し、「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」として、県民、企業、NPO、行政など地域社会の様々な主体が環境改善に向け協働して取り組みました。

■ 「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」採択の経緯と背景

平成4年の「地球サミット」を契機に平成5年1月に県民・企業・行政の3者が協働して地球温暖化防止をはじめとする地球環境問題に取り組むための行動指針として「アジェンダ21 かながわ」を採択し、3者で設立した「かながわ地球環境保全推進会議」（構成団体：県民団体・企業団体・県・市町村等の105団体（平成28年4月現在））を推進母体として、それぞれの行動主体が普及啓発活動や率先的行動に取り組んできました。

その後、平成15年10月に、より実効ある行動を促進するため、「新アジェンダ21 かながわ～持続可能な社会への道しるべ～」を採択・策定し、実践行動部会の設置やマイアジェンダ登録制度の普及など実践行動に向けた取組を進めてきました。

採択後10年を経過し、社会環境の変化に対応したより取り組みやすい内容とするため、「かながわ地球環境保全推進会議」では「新アジェンダ21 かながわ」を見直し、「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」を平成27年7月22日の総会で採択しました。

■ 「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」の構成及び主要内容

「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」は、神奈川を持続可能な社会にすることを目指し、2033年の神奈川の望ましい姿を長期的ビジョン、その実現に向けた10年間における「8分野」（①エネルギー②ごみ（廃棄物）③そら（空）④みず（水）⑤みどり・つち（緑・土）⑥まちづくり⑦ライフスタイル⑧学び）、10項目の行動宣言及び90の具体的な行動メニュー、推進体制で構成されています。

具体的な行動メニューについては、個人で取り組めるもの、企業・行政・団体が取り組むものに分けて記載をしました。また、重点的に取り組む行動メニューや子どもが取り組めるメニューも提案しています。



「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160477/>

■ 「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」の推進体制

2033年の目指すべき神奈川を実現するためには、県民、企業、行政、団体等の各主体が協働し、環境に対しての取組の「環」をひろげていくことがとても重要です。

そこで、かながわ地球環境保全推進会議を中心に取組の普及を推進していきます。

■ マイエコ10（てん）宣言

これまで、推進会議は、県民、企業、行政、団体等が環境配慮に向けて自主的に取り組む内容を公表し、登録する「マイアジェンダ登録制度」をつくり、実践行動を社会全体に広げていくことを目指してこれまで進めてきました。

「私の環境行動宣言 かながわエコ10（てん）トライ」では、推進の仕組みとして、90の行動メニューから自分が取り組みたい項目を10個選んで宣言する「マイエコ10（てん）宣言」により取組を進めていきます。10の行動宣言の項目から1つずつ行動メニューを選んだり、自分の興味のある分野を集中して選んだり、取り組みたい内容を宣言する、より主体性を重んじた取組となっています。

平成27年度末の個人のマイアジェンダ登録及びマイエコ10宣言の数は、140,505件になりましたが、さらに普及拡大を図るため引き続き宣言を呼びかけていきます。

▲図2-11-1 マイエコ10宣言

マイエコ10（てん）宣言用紙（右は子どもバージョン）

私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ マイエコ10宣言 平成 年 月 日

お名前: _____ Eメール: _____
※メールアドレスの間違いを希望される場合はアドレスをご記入ください。

お住まいの市町村: _____ 市 年 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____
～19歳・20～29歳・30～39歳・40～49歳・50～59歳・60～69歳・70歳～

控え記入欄 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯

トライ!マイエコ10宣言

16の環境にやさしい取組の中からできそうなことを10個選んで、実践しましょう!

★実践する内容のチェック欄に○印を記入してください。

① 太陽光発電など、再生可能エネルギーを利用する
 ② 照明をごまめに消すなど電気を無駄にしない
 ③ ごみの少なくなるものや、長く使えるものを選んで買う
 ④ 調理方法の工夫や、食品の期限切れのチェックをして、ごみを減らす
 ⑤ リユースショップやフリーマーケットを利用する
 ⑥ ごみはルールに従って、分別して出す
 ⑦ 自転車、バスなど車種別利用の少ない交通手段を利用する
 ⑧ 洗剤は濃度を減らすなど、できるだけ水を汚さない
 ⑨ 洗濯や風呂で、水の無駄づかいをしない
 ⑩ 育てられなくなった生きものを別々に放さない
 ⑪ 農産に接するふれあいの場に参加する
 ⑫ 自然所や都市を有する、街の歴史を継承する
 ⑬ 庭に緑物を植えるなど、多様な生き物のすみかを守る
 ⑭ 環境に配慮したまもつりに関するエコアクションを自分自身で実践する
 ⑮ 環境家計簿やエコアクションを自分自身で実践する
 ⑯ 環境に関するイベントに参加する

私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ マイエコ10宣言 子どもバージョン 平成 年 月 日

お名前: _____ Eメール: _____
※メールアドレスの間違いを希望される場合はアドレスをご記入ください。

お住まいの市町村: _____ 市 年 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____
～19歳・20～29歳・30～39歳・40～49歳・50～59歳・60～69歳・70歳～

控え記入欄 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯

やってみよう! マイエコ10宣言

環境にやさしい取組の中からできそうなことを10個選んで、実践してみよう!

★できそうなことに、○印を置いてください。

① 電気をこまめに消す
 ② ごみの少なくなるものを選んで買う
 ③ マイボトル、マイバッグを使う
 ④ 徒歩、自転車、電車、バスを使う
 ⑤ ご飯を残さず食べる
 ⑥ 風呂や洗面所などで、水を流すばなしにしない
 ⑦ 育てられなくなった生きものを別に放さない
 ⑧ 農地・山・森林・水辺を守る活動に参加する
 ⑨ 菜や野菜などが、どのようにできたか調べてみる
 ⑩ 身近な自然を調べたり、庭などに植物を植えたりする
 ⑪ 食べる前に、食卓にやさしいことをしたか思い出してみる
 ⑫ 学校などで行われる環境についての活動に参加する
 ⑬ 環境について、みんなと話をしよう



「マイエコ10宣言」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360478/>

マイエコ10宣言

検索

■ かながわ地球環境賞

県とかながわ地球環境保全推進会議では、地球環境保全に向けた活動をしている個人や団体に対し、その業績または功労が顕著で他の模範となる取組を表彰しています。

「地球環境保全活動部門」、「温室効果ガス削減技術開発部門」、「かながわスマートエネルギー計画部門」を合わせて19者から応募がありました。また、「温暖化対策計画書部門」は、実績が顕著であった12者を県から推薦しました。これらについて、審査委員会の審査を経て、次のとおり計12者を表彰しました。

▲表2-11-2 平成27年度受賞者

地球環境保全活動部門	川名自然フォーラム	飛森谷戸の自然を守る会	温暖化対策計画書部門	田中貴金属工業株式会社	かながわスマートエネルギー計画部門	株式会社イズブ
	五味 一雄	平瀬川流域まちづくり協議会		学校法人北里研究所		株式会社鈴廣蒲鉾本店
	有限会社笹生農園レストラン栗の里	藤沢市地球温暖化対策地域協議会				FujisawaSST 協議会
						ほうとくエネルギー株式会社



「かながわ地球環境賞」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f530926/>

2 森林再生パートナー制度【水源環境保全課】

県は、継続した寄附と森林活動によって企業・団体に水源の森林づくりへ協力していただく「水源林パートナー制度」を平成10年度に創設し、また平成21年3月からは、寄附を受け、整備した森林に「〇〇の森」と名称を設定することができる、いわゆる「ネーミングライツ」を導入した「森林再生パートナー制度」に変更し拡充しています。

これらのパートナーは、特定の森林に、水源の森林づくりへ参加協力している旨の表示ができ、この森林などをフィールドとして森林活動を行っていただいております。

● 制度に参加していただいている企業・団体 ●

神奈川トヨタ自動車(株)、連合神奈川、鈴廣かまぼこ(株)、(株)湘南リビング新聞社・(株)サンケイリビング新聞社、(一社)神奈川県法人会連合会、JAグループ神奈川、JX エネルギー(株)、(株)荏原製作所、鶴岡八幡宮槐の会、横浜トヨペット労働組合、(株)日立システムズ、日揮(株)、三菱重工業(株)、(株)東芝、アサヒビール(株)、KDDI(株)、富士通エフ・アイ・ピー(株)、(株)野本建設、高梨乳業(株)、(株)神工舎建築工房、共同カイトック(株)、かながわ信用金庫・平塚信用金庫・さがみ信用金庫、(株)カナエル、日本石油輸送(株)、三菱倉庫(株)、(株)モンテローザ、富士通(株)神奈川支社、伯東(株)、エバラ食品工業(株)、日本発条(株)、(一社)神奈川経済同友会・オイスカ神奈川推進協議会・東京大学同窓会神奈川銀杏会、(株)門倉組、持田製薬(株)、キリン(株)、コカ・コーライーストジャパン(株)、(株)和久環組、(株)ゲームオン

(平成28年3月31日現在 37者)

3 丹沢の緑を育む活動【自然環境保全センター】

丹沢山地は、ブナやモミの原生林、ニホンジカやツキノワグマなどの大型野生動物などの多様な動植物相を持っている地域ですが、近年、生態系に大きな異変が起こり、広範囲のブナの立ち枯れ、林床植生とササの後退など、その多様性が急速に失われつつあります。広大な丹沢山地で自然環境保全対策を効率的に実施するためには、県民の自発的な協力が必要であり、県では県民参加による取組を推進しています。

その一環として、県では「丹沢の緑を育む集い実行委員会」（平成 10 年度）を組織し、森林衰退が著しい表尾根三ノ塔及び大山北尾根（当初は大倉尾根花立及び表尾根三ノ塔）で丹沢産樹木の苗の植樹及びモニタリングを、堂平周辺においてウラジロモミ等をニホンジカの採食から守るために防護ネット設置をボランティアとの協働で実施しています。

これらの県民参加活動は、「丹沢大山自然再生計画」の主要施策に位置付けられており、今後もブナ林等の保全対策事業として定期的実施していきます。

▲表2-11-3 平成 27 年度の実施状況

実施日	活動内容	場所	参加者数	実施本数
5月 16 日 10月 24 日	植樹	菩提峠 烏尾尾根	156 人	530 本
6月 6 日 9月 26 日	植樹モニタリング	ヨモギ尾根	30 人	—
10月 18 日	ウラジロモミ防護ネット補修	天王寺尾根	21 人	178 本



植樹(菩提峠)


「丹沢の緑を育む集い実行委員会」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f48/p431318.html>

4 子ども里地里山体験学校【農地課】

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承のため、県では平成 20 年 4 月に「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」を施行し、土地所有者等や地域住民が主体となり、県民、市町村等が相互に連携・協働し、地域の農林業を尊重しながら継続的に行われる里地里山の保全等の取組を支援しています。

また、同条例に基づき県では、里地里山に対する理解の促進、ふれあいの機会を提供するため、農林業体験、生きものとのふれあい体験、地域特有の知恵や技術の体験などを行う「子ども里地里山体験学校」を開催しています。

平成 27 年度は、秦野市名古木の里地里山保全等地域内の畑において、6 月・8 月・10 月の全 3 回で、「竹細工」、「生き物調査」、「サツマイモの収穫」などの体験を実施しました。



生き物調査



竹細工体験

5 流域環境保全活動の推進【水源環境保全課】

1 桂川・相模川流域協議会

山梨県の山中湖を源流とし相模湾に注ぐ全長 113kmの相模川（山梨県内では桂川と呼ばれる。）は、本県の水道水の6割を賄っており、その水質の保全は、本県にとって重要な課題となっています。この桂川・相模川の流域環境を保全するため、山梨県と神奈川県は共同して平成7年度から3年計画で、流域の市民、事業者、行政の参加により「桂川・相模川流域環境保全行動推進事業」を行いました。

平成9年度には、流域に関わる市民、事業者、行政が流域の環境の保全について合意形成をはかり長期的な活動を進めていくために、「桂川・相模川流域協議会」を設立し、流域環境を保全していくための行動計画となる「アジェンダ 21 桂川・相模川」を策定しました。現在、同協議会では、市民、事業者、行政の協働により、流域の環境保全に取り組んでいます。平成27年度は、環境調査事業、流域ウォーキング、クリーンキャンペーンへの支援など、様々な事業を実施しました。



「桂川・相模川流域協議会」

<http://katurasagami.net/>

2 酒匂川水系保全協議会

静岡県の富士山に源を発し、相模湾に注ぐ全長 43kmの酒匂川（静岡県内では鮎沢川と呼ばれる。）は、本県の水道水の3割を賄うなど、本県にとって、相模川と並んで重要な河川です。

この鮎沢川・酒匂川の水質保全を図るため、上流の静岡県と水質保全対策等について定期的に会議を実施しています。さらに、平成10年度に「酒匂川水系保全協議会」に両県で参画し、協議会の活動を通して、鮎沢川・酒匂川流域の環境保全を図るため、両県、市町、事業者が一体となった取組を行っています。平成27年度は、酒匂川統一美化キャンペーンを行うなど、様々な事業を実施しました。



「酒匂川水系保全協議会」

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/environ/sakawa/p05757.html>

6 ボランティア活動の推進【かながわ県民活動サポートセンター】

県では、ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、県とボランティア団体等が協力し、協働して事業を進めていくことや、ボランティア団体等の活動を促進するための支援を目的として、平成13年度に「かながわボランティア活動推進基金21」を設置し、次のような事業を行っています。

(1) 協働事業負担金

地域社会にとって必要な公益的的事业で、ボランティア団体等と県とが対等の立場でパートナーシップを組んで行えば、一層の効果が期待できる事業に対して、その事業に要する経費を負担します。

(2) ボランティア活動補助金

地域社会の抱える課題解決に自発的に取り組む事業などで、ボランティア団体等が立ち上げたり、新たに展開する事業を対象とし、その事業に要する経費を補助します。

(3) ボランティア活動奨励賞

他のモデルとなるような実践的活動で、地域社会への貢献度が高く、今後さらに継続発展が期待できる活動に自主的に取り組んでいるボランティア団体等を表彰します。

(4) ボランティア団体成長支援事業

ボランティア団体が自立的かつ安定的に活動できるよう、県が、中間支援組織等にその支援を委託して実施する事業です。



かながわボランティア活動推進基金 21
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5258>